



2022年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社ファブリカコミュニケーションズ
代 表 者 名 代表取締役社長 谷 口 政 人
(コード番号: 4193 東証スタンダード市場・名証メイン市場)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 渡 邊 暁
(T E L 0 5 2 - 9 5 9 - 3 4 6 0)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第28回定時株主総会に付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の変更

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、有価証券の売買、保有及び運用並びにその他投資事業を事業目的に追加するものであります。また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

(2) 発行可能株式総数の変更

当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能とするために、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の16,606,400株から19,924,000株に変更するものであります。

(3) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり現行定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(4) 剰余金の配当等の決定機関

資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、剰余金の配当等の決定機関に取締役会を加え、併せて内容が重複する条文を削除するものであります。

- ① 変更案第38条を新設及び第39条を変更し、剰余金の配当等の決定機関に取締役会を追加し、配当の基準日に関する条文をまとめるものであります。
- ② 上記の新設等に伴い、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び同第40条（中間配当）を削除するものであります。
- ③ 現行定款第7条の削除に伴い、現行定款第8条以下を1条ずつ繰り上げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条（条文省略）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～22. （条文省略） （新 設）</p> <p>23. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条～第5条 （条文省略）</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>16,606,400株</u>とする。</p> <p><u>（自己の株式の取得）</u></p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第14条 （条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすこと</p>	<p>第1条（現行どおり）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～22. （現行どおり）</p> <p><u>23. 有価証券の売買、保有及び運用並びにその他投資事業</u></p> <p><u>24. 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第5条 （現行どおり）</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>19,924,000株</u>とする。</p> <p>（削 除）</p> <p>第7条～第13条 （現行どおり）</p> <p>（削 除）</p>

ができる。

(新 設)

第 16 条～第 38 条 (条文省略)

(新 設)

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(新 設)

(2)前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 41 条 (条文省略)

(新 設)

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(2)当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 15 条～第 37 条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める内容については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(2)当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(3)前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(削 除)

第 40 条 (現行どおり)

(附則)

1. 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案定款第 14 条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条

	<p><u>ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月28日（予定）

以上